

申告書別表の記載例

(グループ通算制度適用法人用)

令和4年11月 国税庁
(法人番号: 7000012050002)

目次

1 活用に当たっての留意事項	3
2 各表の記載例（当初申告）	
□ 中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算（別表一付表）	4
□ 外国税額控除（別表六（二）、六（二）付表五）	8
□ 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除（別表六（九）、六（九）付表）	13
□ 損益通算（別表七の三）	18
□ 繰越欠損金の通算（別表七（一）、七（二）、七（二）付表一）	22
□ 受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）（別表八（一）付表二）	30
□ 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）（別表十五付表）	34

○活用に当たっての留意事項

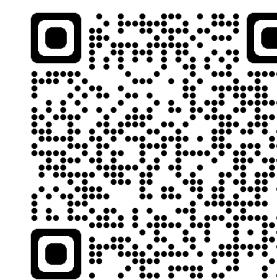
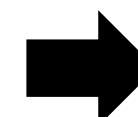
- ・ この記載例は、令和4年10月1日現在公布されている法令に基づき作成しています。
- ・ グループ通算制度は、通算グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度です。そのため、通算法人（通算グループ内の各法人）が申告に当たって作成する法人税申告書別表のうち一定のものについては、通算グループ内の他の法人の法人税申告書別表に記載する金額を集計等する必要があります。
- ・ この記載例は、通算法人が作成する法人税申告書別表に記載すべき各金額について、そのつながりや対応関係を明らかにすることでグループ通算制度への理解や適正申告の一助となるよう作成したものです。
- ・ なお、この記載例は一定の仮定に基づきますので、実際の確定申告等に当たっては、関係法令や法人税申告書別表に係る記載要領（国税庁ホームページ）を確認する必要がある点に留意してください。

【略語】

- ・ 法……………法人税法（昭40法律第34号）
- ・ 令……………法人税法施行令（昭40政令第97号）
- ・ 措法……………租税特別措置法（昭32法律第26号）
- ・ 令2改正法附則……………所得税法等の一部を改正する法律（令2法律第8号）附則
- ・ 基通……………法人税基本通達（昭44直審（法）25例規）

国税庁ホームページでは、この記載例のほかに各種参考となる情報を提供しています。

➤ グループ通算制度について
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/index.htm



○中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算…別表一付表

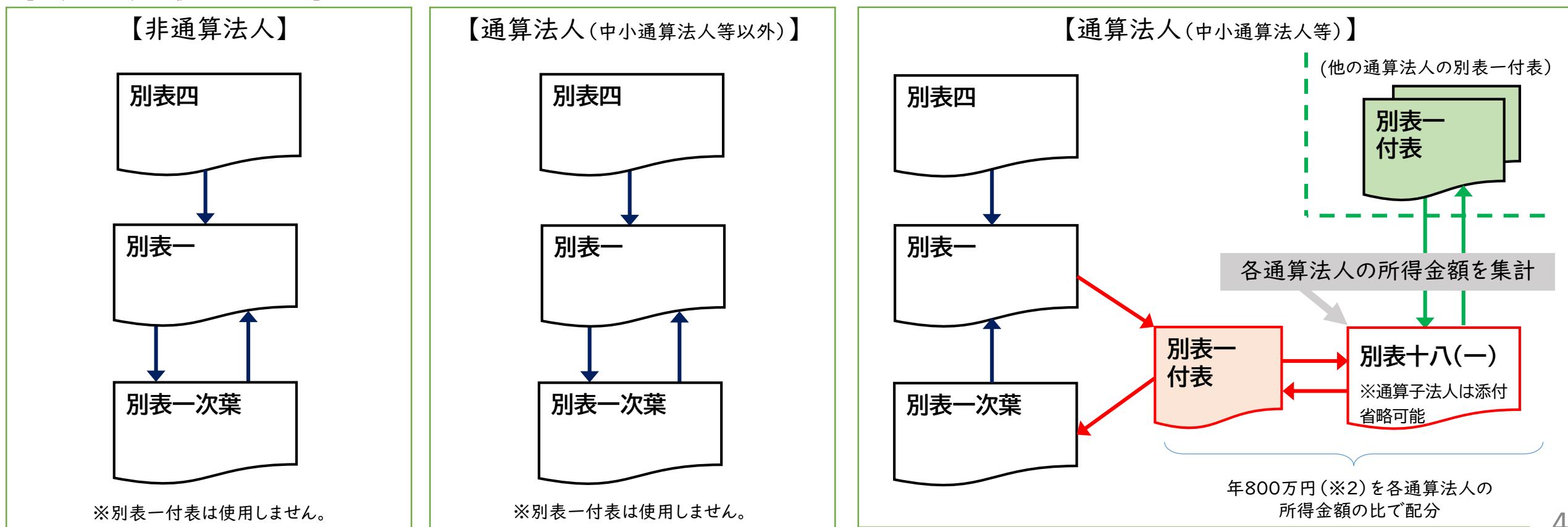
(別表一付表の作成の目的)

中小通算法人等(※1)の所得金額のうち、軽減対象所得金額(800万円(※2))を各通算法人の所得金額の比で配分)以下の金額に対する税率は15%とされています(法66③⑥、措法42の3の2①~③)。この表は、中小通算法人等がその事業年度(その中小通算法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。)において軽減対象所得金額を計算する場合に使用します。

(※1) 中小通算法人等とは、中小通算法人又は通算親法人である協同組合等をいい、中小通算法人とは、大通算法人(通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人がその各事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等一定の法人に該当する場合におけるその普通法人)以外の普通法人である通算法人をいいます(法66⑥)。具体的な判定については、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/pdf/0022007-036_01.pdf)を参照してください。

(※2) 通算親法人の事業年度が1年に満たない場合には、800万円×通算親法人の事業年度/12で計算した金額となります(法66⑪)。

[別表一付表の使用イメージ]



○中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算…別表一付表

【設例①】

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の事業年度及び所得金額はそれぞれ次のとおりです。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
事業年度	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X年8月31日 (期限内申告・中途離脱)
所得金額	23,456,100円	12,345,400円	3,456,780円

【P社の別表一付表「1」】

- ▶ 別表一「1」の金額を記載

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

事業年度

所 得 金 額
(別表一「1」)

1 23,456,100

【S1社の別表一付表「1」】

- ▶ 別表一「1」の金額を記載

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

事業年度

所 得 金 額
(別表一「1」)

1 12,345,400

【S2社】…別表一付表は使用しない。

別表一付表は、中小通算法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度において法第66条第6項又は措法第42条の3の2の規定の適用を受ける場合に使用することとされています。



S2社はX.8.31で通算グループを離脱しており、その事業年度はP社の事業年度終了の日に終了するものではないため、別表一付表は使用しません。

(注) 別表一「1」がマイナス(欠損)の場合は「0」を記載します。

○中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算…別表一付表

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

		事業年度等	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社		別表十八(一) 令四・四・一以後終了事業
法人名	通算親法人	S1社			計		
法人番号	1	P社					
納税地	2						
事業年度等	3	X・4・1 X+1・3・31	X・4・1 X+1・3・31				
I 各 通 算 法 人 の 所 得 金 額 等 に 関 す る 明 细 書							
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	23,456,100	12,345,400				35,801,500

※本設例では記載省略

通算子法人が複数の場合は、通算子法人別に記載します。
※本設例では【S2社】は記載不要。

通算親法人（P社）の中間申告書又は確定申告書にこの明細書（別表十八(一)）が添付されている場合には、他の通算法人の中間申告書又は確定申告書にこの明細書の添付は不要です（通算子法人は省略可）。

【P社の別表一付表】

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

所 得 金 額 (別表一「1」)	1	23,456,100
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」)-(1)	2	12,345,400
計 (1)+(2)	3	35,801,500

【S1社の別表一付表】

中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算に関する明細書

所 得 金 額 (別表一「1」)	1	12,345,400
他の中小通算法人等の所得金額の合計額 (別表十八(一)「4の計」)-(1)	2	23,456,100
計 (1)+(2)	3	35,801,500

○中小通算法人等の軽減対象所得金額の計算…別表一付表

○軽減対象所得金額の端数処理について（基通16-4-2）

別表一次葉「49」に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てられることとなります。①軽減対象所得金額について切り捨てられる金額と②課税標準（所得金額）について切り捨てられる金額を比較し、①が②の金額を超えるときは、①の金額を切り上げて計算します。この計算を行った結果、軽減対象所得金額の合計額が800万円を超える場合、通算グループ内の中小通算法人等のうち切捨超過額（①の金額が②の金額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。）が最も少ないものから順次、その合計額が800万円を超えないこととなるまで、軽減対象所得金額に係る端数の金額を切り捨てます。

（端数処理前）

$$\begin{aligned} \text{P社} &: 8,000,000 \text{円} \times \frac{12}{12} \times \frac{23,456,100}{35,801,500} = 5,241,367 \text{円} \\ \text{S1社} &: 8,000,000 \text{円} \times \frac{12}{12} \times \frac{12,345,400}{35,801,500} = 2,758,633 \text{円} \end{aligned}$$

（端数処理） [①>②につき両社切上げをすると軽減対象所得金額の上限（800万円）を超える場合]

・切り捨てられる金額の比較

	①	②	①>②	切捨超過額	順序	処理
P社	367円	100円	該当	267円	2	切上げ
S1社	633円	400円	該当	233円	1	切捨て

・端数処理後の軽減対象所得金額

$$\begin{aligned} \text{P社} &: 5,241,367 \text{円} \rightarrow (\text{千円未満切上げ}) = 5,242,000 \text{円} > 8,000,000 \text{円} \\ \text{S1社} &: 2,758,633 \text{円} \rightarrow (\text{千円未満切捨て}) = 2,758,000 \text{円} > 8,000,000 \text{円} \end{aligned}$$

【P社の別表一付表】

軽減対象所得金額 (800万円× $\frac{12}{12} \times \frac{(1)}{(3)}$)	4	5,241,367	1
(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 (((1)と(4)のうち少ない金額))	5	5,241,367	

【S1社の別表一付表】

軽減対象所得金額 (800万円× $\frac{12}{12} \times \frac{(1)}{(3)}$)	4	2,758,633	1
(1)のうち軽減対象所得金額以下の金額 (((1)と(4)のうち少ない金額))	5	2,758,633	

【P社の別表一次葉】

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	49	5,242 000
---	----	-----------

【S1社の別表一次葉】

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	49	2,758 000
---	----	-----------

○外国税額控除…別表六(二)、六(二)付表五

(別表六(二)、六(二)付表五の作成の目的)

通算法人が各事業年度において外国法人税を納付することとなる場合には、通算グループ内の各法人の法人税額や所得金額等を基に算出した控除限度額を限度として、その外国法人税の額をその事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされています（法69①⑭、令148①）。別表六(二)（※）及び六(二)付表五は、通算法人がその事業年度（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において法第69条《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。（※）別表六(二)は非通算法人・通算法人共通の様式になります。

[グループ通算制度における外国税額控除の仕組み]

【控除限度額の計算】

$$\text{通算法人の控除限度額} = \text{調整前控除限度額} - \text{控除限度調整額}$$

（調整前控除限度額）

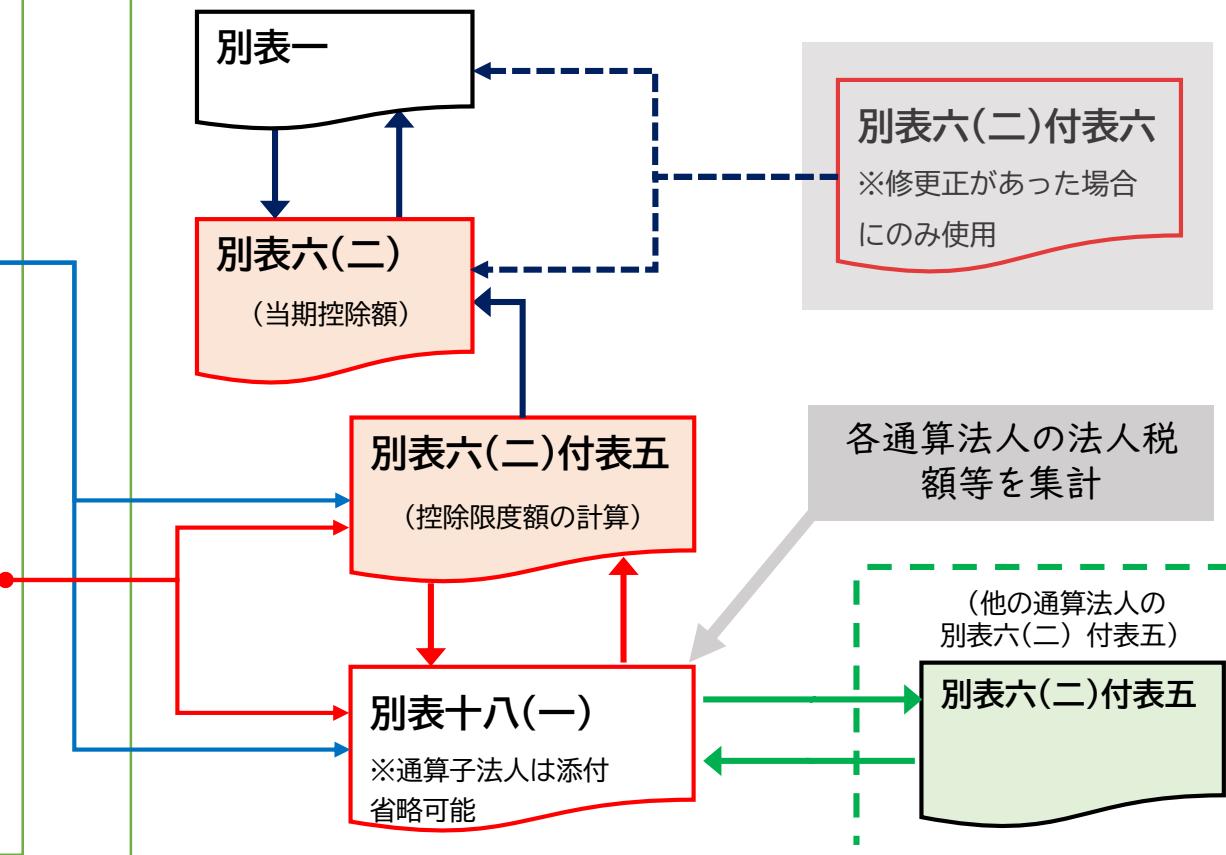
$$\text{調整前控除限度額} = \frac{\text{各通算法人の法人税額} \times \text{通算法人の調整国外所得金額}}{\text{各通算法人の所得金額の合計額} - \text{各通算法人の欠損金額の合計額}}$$

（控除限度調整額）

$$\text{控除限度調整額} = \frac{\text{各通算法人の調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額}}{\text{各通算法人の調整前控除限度額(0を超えるものに限る。)の合計額}} \times \frac{\text{通算法人の調整前控除限度額(0を超えるものに限る。)}}{\text{各通算法人の調整前控除限度額(0を超えるものに限る。)の合計額}}$$

[別表六(二)、六(二)付表五の使用イメージ]

【通算法人】



○外国税額控除…別表六(二)、六(二)付表五

【設例②】

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・事業年度はいずれも[自X年4月1日至X+1年3月31日]（期限内申告）です。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
所得金額	2,000	1,800	0
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（国外所得金額） 上記のうち非課税国外所得金額	1,500 300	1,800 ▲100	▲200 200
当期の法人税額	400	360	0
当期の控除対象外国法人税額	400	200	0

【P社の別表六(二)】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	1	400
算 法 人 税 の 控 除 限 度 額 (2) × (17) / (10)	18	216
(通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)		
当期に控除できる金額の計算		
法第69条第1項により控除できる金額 ((1)と(18)のうち少ない金額)	19	216
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	20	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	216
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	216

【S1社の別表六(二)】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	1	200
算 法 人 税 の 控 除 限 度 額 (2) × (17) / (10)	18	324
(通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)		
当期に控除できる金額の計算		
法第69条第1項により控除できる金額 ((1)と(18)のうち少ない金額)	19	200
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	20	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	200
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	200

【S2社の別表六(二)】

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)「21」)	1	0
算 法 人 税 の 控 除 限 度 額 (2) × (17) / (10)	18	0
(通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)		
当期に控除できる金額の計算		
法第69条第1項により控除できる金額 ((1)と(18)のうち少ない金額)	19	0
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	20	
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	21	
((19) + (20) + (21))又は当初申告税額控除額	22	0
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6の計」)	23	
当期に控除できる金額 (22) + (23)	24	0

(注) 「18」は別表六(二)付表五「35」から転記するため、通算法人は「2」から「17」までの各欄への記載は不要です（別表六(二)付表五については次ページ以降参照。）。

○外国税額控除…別表六(二)、六(二)付表五

【P社の別表六(二)付表五】

当期の当	当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」-別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	400
当期の当	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
当期の当	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	2,000
除 限 度 額 の 調 整 計 算	額 計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	2,000
当期の当	所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
当期の当	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	1,500
当期の当	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
当期の当	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付表一「26」)	17	300
当期の当	(17)のうち0を超える金額	18	300
当期の当	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	1,200

【S1社の別表六(二)付表五】

当期の当	当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」-別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	360
当期の当	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
当期の当	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	1,800
除 限 度 額 の 調 整 計 算	額 計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	1,800
当期の当	所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
当期の当	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	1,800
当期の当	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
当期の当	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付表一「26」)	17	▲100
当期の当	(17)のうち0を超える金額	18	0
当期の当	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	1,800

【S2社の別表六(二)付表五】

当期の当	当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五の二)「5の③」-別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	0
当期の当	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2	760
当期の当	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3	0
除 限 度 額 の 調 整 計 算	額 計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9) -(10)-(11)+(12)	13	0
当期の当	所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」-「12の計」) (マイナスの場合は0)	14	3,800
当期の当	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15	▲200
当期の当	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「47の①」)	16	
当期の当	非課税国外所得金額 (別表六(二)「47の②」+別表六(二)付表一「26」)	17	200
当期の当	(17)のうち0を超える金額	18	200
当期の当	加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19	▲400

○外国税額控除…別表六(二)、六(二)付表五

【P社の別表六(二)付表五】

当期の法人税の控除額が0を下回る場合のその下回る額の合計額(別表十八(一)「14の計」)	20	100
非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「15の計」)	21	500
(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	100
加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「16の計」)	23	3,000
加算調整額 (22) × (19) / (23)	24	40
調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	1,240
前外控除額が0を下回る場合の金額の合計額(別表十八(一)「17の計」)	26	2,700
(14) × 90%	27	3,420
(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	0
調整金額 (28) × (19) / (23)	29	0
調整前国外所得金額 (25) - (29)	30	1,240
調整前控除限度額 (2) × (30) / (14)	31	248
当期の法人税の控除額が0を下回る場合のその下回る額の合計額(別表十八(一)「19の計」)	32	80
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「20の計」)	33	620
控除限度調整額 (32) × (31) / (33)	34	32
法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	216

別表六(二)
「18」
に転記

【S1社の別表六(二)付表五】

当期の法人税の控除額が0を下回る場合のその下回る額の合計額(別表十八(一)「14の計」)	20	100
非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「15の計」)	21	500
(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	100
加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「16の計」)	23	3,000
加算調整額 (22) × (19) / (23)	24	60
調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	1,860
前外控除額が0を下回る場合の金額の合計額(別表十八(一)「17の計」)	26	2,700
(14) × 90%	27	3,420
(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	0
調整金額 (28) × (19) / (23)	29	0
調整前国外所得金額 (25) - (29)	30	1,860
調整前控除限度額 (2) × (30) / (14)	31	372
当期の法人税の控除額が0を下回る場合のその下回る額の合計額(別表十八(一)「19の計」)	32	80
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「20の計」)	33	620
控除限度調整額 (32) × (31) / (33)	34	48
法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	324

別表六(二)
「18」
に転記

【S2社の別表六(二)付表五】

当期の法人税の控除額が0を下回る場合のその下回る額の合計額(別表十八(一)「14の計」)	20	100
非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「15の計」)	21	500
(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	100
加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「16の計」)	23	3,000
加算調整額 (22) × (19) / (23)	24	60
調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	▲400
前外控除額が0を下回る場合の金額の合計額(別表十八(一)「17の計」)	26	
(14) × 90%	27	
(26) - (27) (マイナスの場合は0)	28	
調整金額 (28) × (19) / (23)	29	
調整前国外所得金額 (25) - (29)	30	▲400
調整前控除限度額 (2) × (30) / (14)	31	▲80
当期の法人税の控除額が0を下回る場合のその下回る額の合計額(別表十八(一)「19の計」)	32	
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額(別表十八(一)「20の計」)	33	
控除限度調整額 (32) × (31) / (33)	34	
法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	0

別表六(二)
「18」
に転記

○外国税額控除…別表六(二)、六(二)付表五

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

法人名	通算親法人	事業年度等	法人名	P社	別表十八(一)
法人名	P社	S1社	S2社	通算子法人別に記載します。	計
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9	400	360	0	760
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10	2,000	1,800	0	
(10) のうち0を超える金額	11	2,000	1,800		3,800
(10) が0を下回る場合のその下回る額	12				0
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13	300	▲100	200	
(13) が0を下回る場合のその下回る額	14		100		100
(13) のうち0を超える金額	15	300		200	500
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16	1,200	1,800		3,000
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17	1,240	1,860	▲400	2,700
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18	248	372	▲80	
(18) が0を下回る場合のその下回る額	19			80	80
(18) のうち0を超える金額	20	248	372		620

通算親法人(P社)の中間申告書又は確定申告書にこの明細書(別表十八(一))が添付されている場合には、他の通算法人の中間申告書又は確定申告書にこの明細書の添付は不要です(通算子法人は省略可)。

次ページ参照

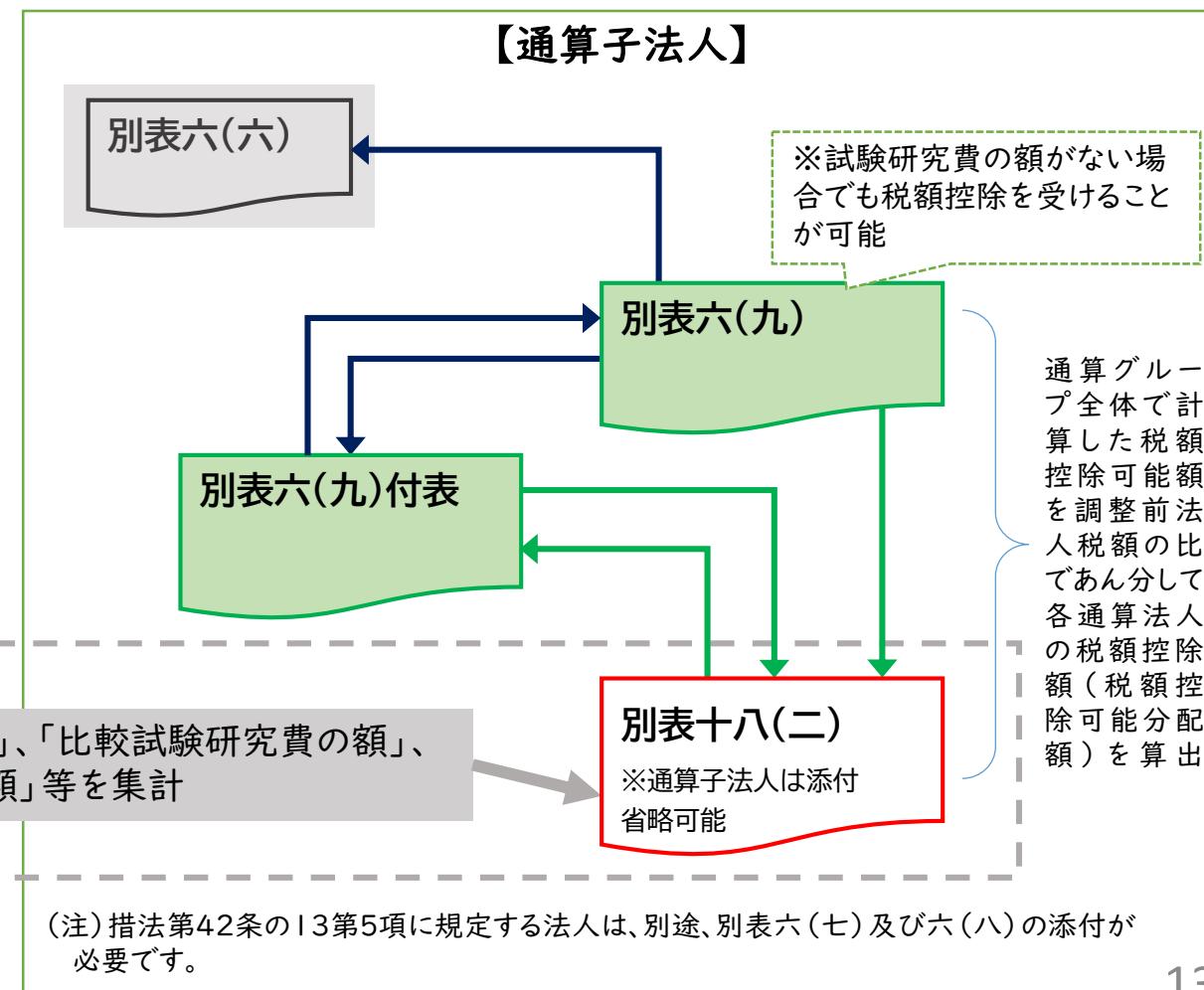
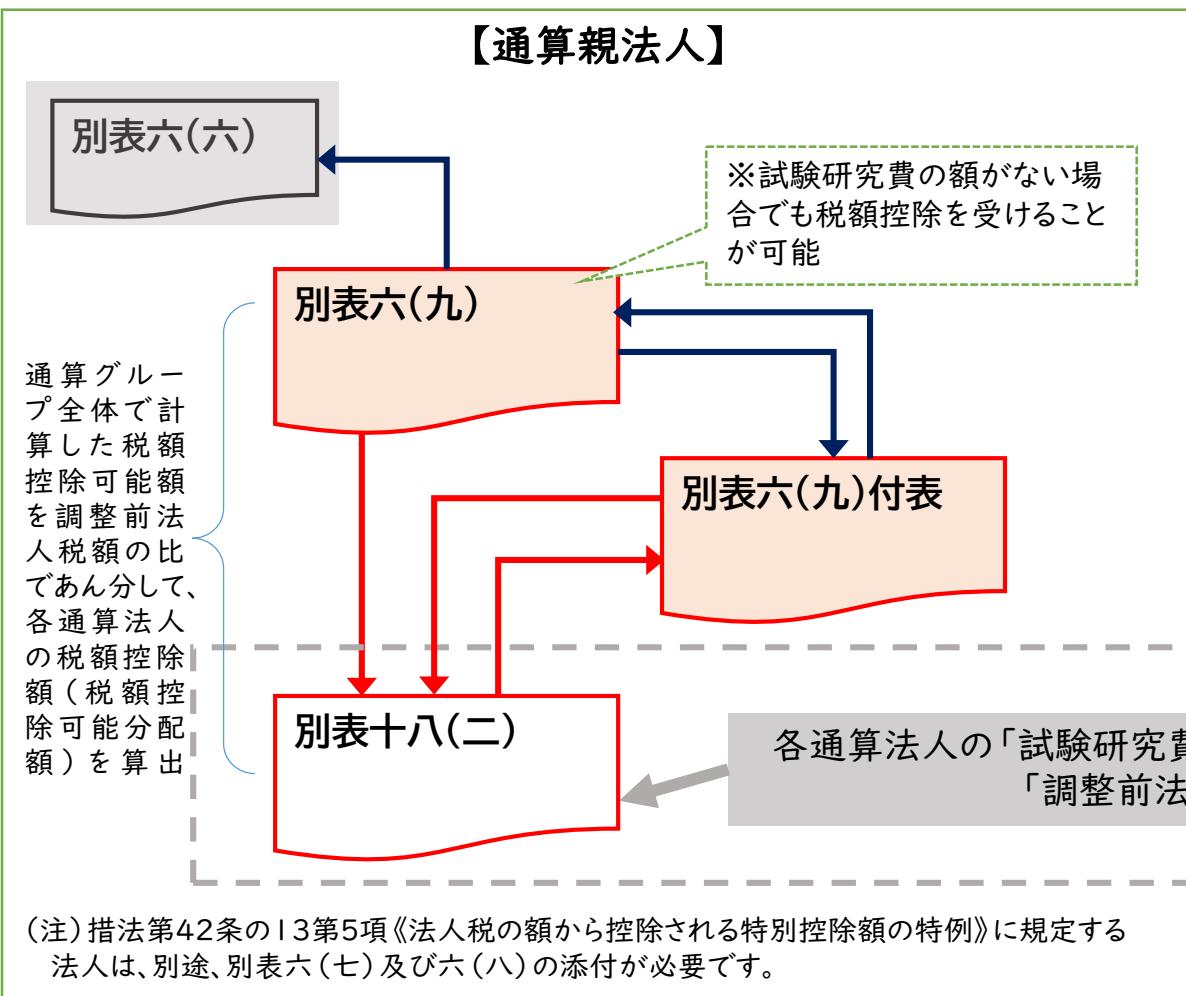
○一般試験研究費に係る法人税額の特別控除…別表六(九)、六(九)付表

(別表六(九)、六(九)付表の作成の目的)

通算法人の税額控除限度額（税額控除可能分配額）の計算は、通算グループ全体の税額控除限度額（税額控除可能額）を算出した上で、これを各通算法人の調整前法人税額の比でん分することにより行うこととされています（措法42の4⑧三）。この表は、通算法人が措法第42条の4第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。

（※）措法第42条の4第1項の規定は、試験研究費の額及び調整前法人税額のある全ての通算法人につき、それぞれの確定申告書等に別表六(九)及び六(九)付表等の添付がある場合に限り、適用があります（措法42の4⑨）。

[別表六(九)、六(九)付表の使用イメージ]



○一般試験研究費に係る法人税額の特別控除…別表六(九)、六(九)付表

【設例③】

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・事業年度はいずれも【自X年4月1日至X+1年3月31日】(※措法第42条の4第2項の規定の適用がある事業年度に該当)(期限内申告)です。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
調整前法人税額	1,840	920	0
(控除対象) 試験研究費の額	4,000	0	1,000
比較試験研究費の額	3,800	0	1,000
平均売上金額	60,000	30,000	50,000

【P社の別表六(九)】

試験研究費の額	1	4,000
控除費対の象額試の	2	4,000
(1)のうち一般試験研究費に係る税額	3	0
控除の対象とする特別試験研究費の額	3	0
控除対象試験研究費の額	4	4,000
(2) + (3)	4	4,000
増費比較試験研究費の額	5	3,800
(別表六(十一)「5」)	5	3,800
試割	6	
試験合	7	
の	8	
試験研究費の額	8	60,000
(別表六(十一)「10」)	8	60,000
試験研究費の額	9	
(別表六(十一)「10」)	9	
試験研究費の額	10	
(別表六(十一)「10」)	10	
調整前法人税額	11	1,840
(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	11	1,840
の	12	
計	13	
の	14	
計	15	
の	16	
計	17	
の	18	
計	19	460
の	20	
計	21	
の	22	
計	23	
の	24	
計	25	
の	26	
計	27	
の	28	
計	29	
の	30	
計	31	
の	32	
計	33	
の	34	
計	35	
の	36	
計	37	
の	38	
計	39	
の	40	
計	41	
の	42	
計	43	
の	44	
計	45	
の	46	
計	47	
の	48	
計	49	
の	50	
計	51	
の	52	
計	53	
の	54	
計	55	
の	56	
計	57	
の	58	
計	59	
の	60	
計	61	
の	62	
計	63	
の	64	
計	65	
の	66	
計	67	
の	68	
計	69	
の	70	
計	71	
の	72	
計	73	
の	74	
計	75	
の	76	
計	77	
の	78	
計	79	
の	80	
計	81	
の	82	
計	83	
の	84	
計	85	
の	86	
計	87	
の	88	
計	89	
の	90	
計	91	
の	92	
計	93	
の	94	
計	95	
の	96	
計	97	
の	98	
計	99	
の	100	
計	101	
の	102	
計	103	
の	104	
計	105	
の	106	
計	107	
の	108	
計	109	
の	110	
計	111	
の	112	
計	113	
の	114	
計	115	
の	116	
計	117	
の	118	
計	119	
の	120	
計	121	
の	122	
計	123	
の	124	
計	125	
の	126	
計	127	
の	128	
計	129	
の	130	
計	131	
の	132	
計	133	
の	134	
計	135	
の	136	
計	137	
の	138	
計	139	
の	140	
計	141	
の	142	
計	143	
の	144	
計	145	
の	146	
計	147	
の	148	
計	149	
の	150	
計	151	
の	152	
計	153	
の	154	
計	155	
の	156	
計	157	
の	158	
計	159	
の	160	
計	161	
の	162	
計	163	
の	164	
計	165	
の	166	
計	167	
の	168	
計	169	
の	170	
計	171	
の	172	
計	173	
の	174	
計	175	
の	176	
計	177	
の	178	
計	179	
の	180	
計	181	
の	182	
計	183	
の	184	
計	185	
の	186	
計	187	
の	188	
計	189	
の	190	
計	191	
の	192	
計	193	
の	194	
計	195	
の	196	
計	197	
の	198	
計	199	
の	200	
計	201	
の	202	
計	203	
の	204	
計	205	
の	206	
計	207	
の	208	
計	209	
の	210	
計	211	
の	212	
計	213	
の	214	
計	215	
の	216	
計	217	
の	218	
計	219	
の	220	
計	221	
の	222	
計	223	
の	224	
計	225	
の	226	
計	227	
の	228	
計	229	
の	230	
計	231	
の	232	
計	233	
の	234	
計	235	
の	236	
計	237	
の	238	
計	239	
の	240	
計	241	
の	242	
計	243	
の	244	
計	245	
の	246	
計	247	
の	248	
計	249	
の	250	
計	251	
の	252	
計	253	
の	254	
計	255	
の	256	
計	257	
の	258	
計	259	
の	260	
計	261	
の	262	
計	263	
の	264	
計	265	
の	266	
計	267	
の	268	
計	269	
の	270	
計	271	
の	272	
計	273	
の	274	
計	275	
の	276	
計	277	
の	278	
計	279	
の	280	
計	281	
の	282	
計	283	
の	284	
計	285	
の	286	
計	287	
の	288	
計	289	
の	290	
計	291	
の	292	
計	293	
の	294	
計	295	
の	296	
計	297	
の	298	
計	299	
の	300	
計	301	
の	302	
計	303	
の	304	
計	305	
の	306	
計	307	
の	308	
計	309	
の	310	
計	311	
の	312	
計	313	
の	314	
計	315	
の	316	
計	317	
の	318	
計	319	
の	320	
計	321	
の	322	
計	323	
の	324	
計	325	
の	326	
計	327	
の	328	
計	329	
の	330	
計	331	
の	332	
計	333	
の	334	
計	335	
の	336	
計	337	
の	338	
計	339	
の	340	
計	341	
の	342	
計	343	
の	344	
計	345	
の	346	
計	347	
の	348	
計	349	
の	350	
計	351	
の	352	
計	353	
の	354	
計	355	
の	356	
計	357	
の	358	
計	359	
の	360	
計	361	
の	362	
計	363	
の	364	
計	365	
の	366	
計	367	
の	368	
計	369	
の	370	
計	371	
の	372	
計	373	
の	374	
計	375	
の	376	
計	377	
の	378	
計	379	
の	380	
計	381	
の	382	
計	383	
の	384	
計	385	
の	386	
計	387	
の	388	
計	389	
の	390	
計	391	
の	392	
計	393	
の	394	
計	395	
の	396	
計	397	
の	398	
計	399	
の	400	
計	401	
の	402	
計	403	
の	404	
計	405	
の	406	
計	407	
の	408	
計	409	
の	410	
計	411	
の	412	
計	413	
の	414	
計	415	
の	416	
計	417	
の	418	
計	419	
の	420	
計	421	
の	422	
計	423	
の	424	
計	425	
の	426	
計	427	
の	428	
計	429	
の	430	
計	431	
の	432	
計	433	
の	434	
計	435	
の	436	
計	437	
の	438	
計	439	
の	440	
計	441	
の	442	
計	443	
の	444	
計	445	
の	446	

○一般試験研究費に係る法人税額の特別控除…別表六(九)、六(九)付表

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

法 人 名	1	通算親法人 P社	事業 年 度	X · 4 · 1 X+1 · 3 · 31	法人名	P社	別表 十八 (二) 会
			S1社	S2社	通算子法人別に記載します。		
試験研究費の額 (別表六(九)「1」又は別表六(十)「1」)	12	4,000	0	1,000		5,000	
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」又は別表六(十)「4」)	13	4,000	0	1,000		5,000	
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」又は別表六(十)「5」)	14	3,800	0	1,000		4,800	
平均売上金額 (別表六(九)「8」又は別表六(十)「8」)	15	60,000	30,000	50,000		140,000	
調整前法人税額 (別表六(九)「16」又は別表六(十)「14」)	16	1,840	920	0		2,760	

通算親法人(P社)の中間申告書又は確定申告書にこの明細書(別表十八(二))が添付されている場合には、他の通算法人の中間申告書又は確定申告書にこの明細書の添付は不要です(通算子法人は省略可)。

【P社の別表六(九)付表】

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	1	1,000
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)	2	5,000
控除額 他の通算法人の控除対象試験研究費の額 の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	3	1,000
各通算法人の控除対象試験研究費の額 の合計額 (3)+(別表六(九)「4」)	4	5,000

【S1社の別表六(九)付表】

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	1	5,000
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)	2	5,000
控除額 他の通算法人の控除対象試験研究費の額 の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	3	5,000
各通算法人の控除対象試験研究費の額 の合計額 (3)+(別表六(九)「4」)	4	5,000

【S2社の別表六(九)付表】

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」-別表六(九)「1」)	1	4,000
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)	2	5,000
控除額 他の通算法人の控除対象試験研究費の額 の合計額 (別表十八(二)「13の計」-別表六(九)「4」)	3	4,000
各通算法人の控除対象試験研究費の額 の合計額 (3)+(別表六(九)「4」)	4	5,000

○一般試験研究費に係る法人税額の特別控除…別表六(九)、六(九)付表

【P社の別表六(九)付表】

合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」一別表六(九)「5」)	5	1,000
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	6	4,800
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (2) - (6)	7	200
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	0.0416…
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 (別表十八(二)「15の計」一別表六(九)「8」)	9	80,000 円
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	10	140,000
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0357…
	(6) = 0 の場合	12	0.085
	(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13	
	(12) 及び (13) 以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.0922…

【S1社の別表六(九)付表】

合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」一別表六(九)「5」)	5	4,800
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	6	4,800
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (2) - (6)	7	200
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	0.0416…
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 (別表十八(二)「15の計」一別表六(九)「8」)	9	110,000 円
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	10	140,000
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0357…
	(6) = 0 の場合	12	0.085
	(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13	
	(12) 及び (13) 以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.0922…

【S2社の別表六(九)付表】

合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」一別表六(九)「5」)	5	3,800
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5) + (別表六(九)「5」)	6	4,800
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (2) - (6)	7	200
	合 算 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	0.0416…
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 (別表十八(二)「15の計」一別表六(九)「8」)	9	90,000 円
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9) + (別表六(九)「8」)	10	140,000
	合 算 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	0.0357…
	(6) = 0 の場合	12	0.085
	(8) > 9.4%かつ通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$	13	
	(12) 及び (13) 以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02)	14	0.0922…

○一般試験研究費に係る法人税額の特別控除…別表六(九)、六(九)付表

【P社の別表六(九)付表】

試験研究費基準額 (4) × (16)	17	円 460
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18	円 920
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19	円 2,760
法人税額基準額 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))	22	円 690
税額控除可能額 ((17)と(22)のうち少ない金額)	23	円 460
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24	円 1,840 2,760
税額控除可能分配額 (23) × (24)	25	円 307
【P社の別表六(九)】		
当期税額控除可能額 ((15)と(19)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20	円 307
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	21	
法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	円 307

【S1社の別表六(九)付表】

試験研究費基準額 (4) × (16)	17	円 460
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18	円 1,840
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19	円 2,760
法人税額基準額 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))	22	円 690
税額控除可能額 ((17)と(22)のうち少ない金額)	23	円 460
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24	円 920 2,760
税額控除可能分配額 (23) × (24)	25	円 153
【S1社の別表六(九)】		
当期税額控除可能額 ((15)と(19)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20	円 153
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	21	
法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	円 153

【S2社の別表六(九)付表】

試験研究費基準額 (4) × (16)	17	円 460
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」-別表六(九)「16」)	18	円 2,760
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18) + (別表六(九)「16」)	19	円 2,760
法人税額基準額 ((19) + (別表六(十五)「9」)) × (0.25 + (20) + (21))	22	円 690
税額控除可能額 ((17)と(22)のうち少ない金額)	23	円 460
控除分配割合 (別表六(九)「16」) ÷ (19)	24	円 0 2,760
税額控除可能分配額 (23) × (24)	25	円 0
【S2社の別表六(九)】		
当期税額控除可能額 ((15)と(19)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「25」、「28」又は「30」)	20	円 0
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の①」)	21	
法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22	円 0

【S1社】は試験研究費の額がないが、
法人税額の特別控除額が算出される。

○損益通算…別表七の三

(損益通算の仕組み)

グループ通算制度においては、通算グループ内で損益通算（①所得事業年度の損益通算による損金算入、②欠損事業年度の損益通算による益金算入）をすることができます。損益通算の仕組み（イメージ）は、以下のとおりです。

【通算グループ全体で欠損金額より所得金額が多い場合】

P社(親)	S1社(子)	S2社(子)	S3社(子)
所得500	所得300	欠損▲200	欠損▲400

① グループ各社の所得及び欠損をそれぞれ合算

所得計:800
(500+300)

欠損計:▲600
(▲200+▲400)

② 損益通算（所得金額の比により、欠損の合計額を配分）

▲600×500
／800=
▲375
(損金算入)

▲600×300
／800=
▲225
(損金算入)

600※×200
／600=
200
(益金算入)

600※×400
／600=
400
(益金算入)

※所得計(800)が欠損計(▲600)を超えることから、欠損計(▲600)が上限

③ 損益通算後

所得125	所得75	欠損→0	欠損→0
-------	------	------	------

④ 税額の計算（所得×税率）等

⑤ 申告・納税

【通算グループ全体で所得金額より欠損金額が多い場合】

P社(親)	S1社(子)	S2社(子)	S3社(子)
所得200	所得400	欠損▲500	欠損▲300

① グループ各社の所得及び欠損をそれぞれ合算

所得計:600
(200+400)

欠損計:▲800
(▲500+▲300)

② 損益通算（欠損金額の比により、他社へ渡す欠損の額を配分）

▲600※×200
／600=
▲200
(損金算入)

▲600※×400
／600=
▲400
(損金算入)

600×500
／800=
375
(益金算入)

600×300
／800=
225
(益金算入)

※欠損計(▲800)が所得計(600)を超えることから、所得計(600)が上限

③ 損益通算後

所得→0	所得→0	欠損▲125 ※翌期に繰越し	欠損▲75 ※翌期に繰越し
------	------	-------------------	------------------

④ 税額の計算等

⑤ 申告

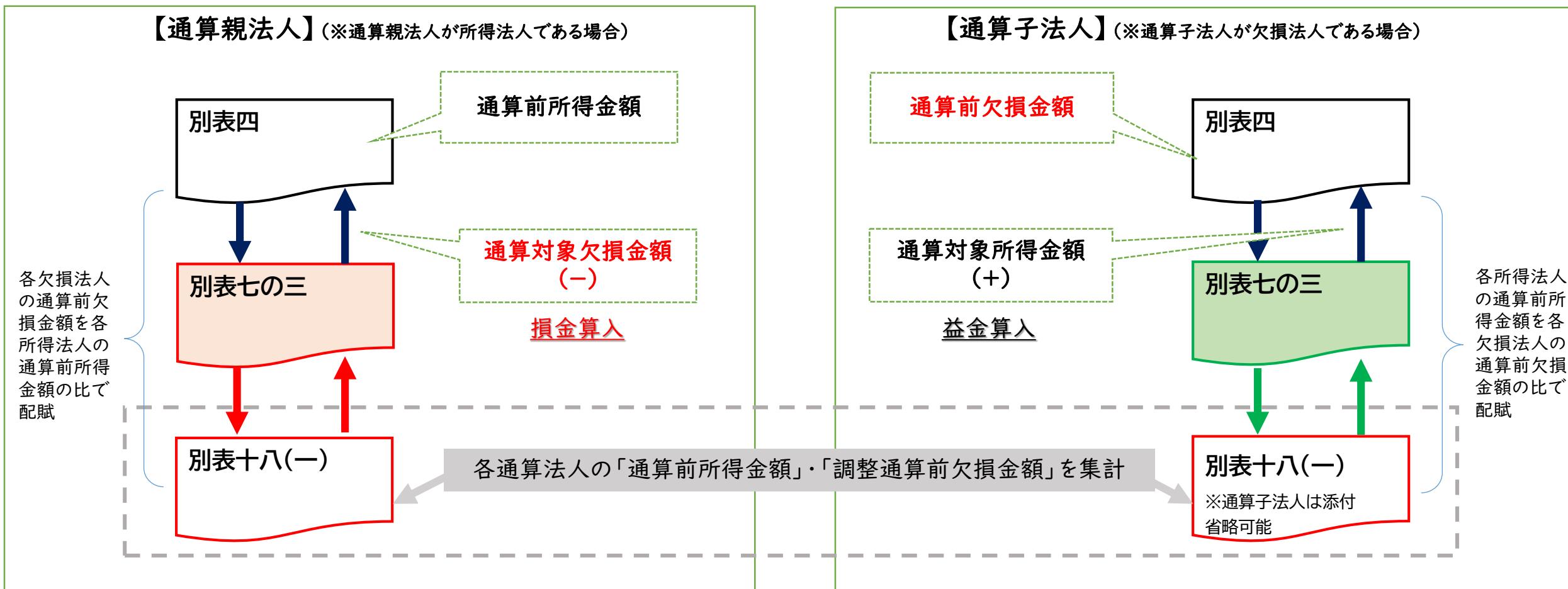
○損益通算…別表七の三

(別表七の三の作成の目的)

18ページのとおり、グループ通算制度においては通算法人間で損益通算を行うことができます。この表は、通算法人が法第64条の5第1項から第4項まで《損益通算》の規定の適用を受ける場合（その事業年度において生じた欠損金額のうちに法第64条の6《損益通算の対象となる欠損金額の特例》の規定によりないものとされるものがある場合を含みます。）に使用します。

（※）損益通算の対象となる所得事業年度及び欠損事業年度はいずれも通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限られます。

[別表七の三の使用イメージ]



○損益通算…別表七の三

【設例④】

- ・通算法人であるP社、S1社、S2社及びS3社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・別表七の三「12」から「14」までの各欄に記載すべき金額（特定資産譲渡等損失額等）はないものとします。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算子法人 S3社
事業年度	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限後申告)
通算前所得金額又は 通算前欠損金額(▲)	15,000,000円	▲9,000,000円	2,500,000円	4,000,000円

【P社の別表七の三「1」】

- 別表四「39の①」+「40の①」の金額を記載

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額		
所得	通算前所得金額	1 15,000,000
(別表四「39の①」+「40の①」)		

【S1社の別表七の三「6」】

- 別表四「39の①」+「40の①」が0を下回る場合のその下回る額を記載

欠損事業	通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額)	6 9,000,000
調整通算前欠損金額 (6)又は(16)		7 9,000,000

【S2社の別表七の三「1」】

- 別表四「39の①」+「40の①」の金額を記載

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額		
所得	通算前所得金額	1 2,500,000
(別表四「39の①」+「40の①」)		

(注) 期限内申告書が提出されなかった場合には、その法人の通算前所得金額及び通算前欠損金額は「0」（損益通算の対象外）となります（基通12の7-1-2）。

○損益通算…別表七の三

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業年度等	X · 4 · 1 X+1 · 3 · 31	法人名	P社
-------	---------------------------	-----	----

別表十八(一)

通算親法人(P社)の中間申告書又は確定申告書にこの明細書(別表十八(一))が添付されている場合には、他の通算法人の中間申告書又は確定申告書にこの明細書の添付は不要です(通算子法人は省略可)。

法人名	1	通算親法人 P社	S1社	S2社	S3社	通算子法人別に記載します。	計
法人番号							
納税地	2		※本設例では記載省略				
事業年度等	3	X · 4 · 1 X+1 · 3 · 31	X · 4 · 1 X+1 · 3 · 31	X · 4 · 1 X+1 · 3 · 31	X · 4 · 1 X+1 · 3 · 31	・	・
通算前所得金額 (別表七の三「1」)	27	15,000,000		2,500,000	0		17,500,000
調整通算前欠損金額 (別表七の三「7」)	28		9,000,000				9,000,000

【P社の別表七の三】

事業年度である場合	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」) - (1)	2	2,500,000
	計 (1) + (2)	3	17,500,000
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	9,000,000
場合	通算対象欠損金額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5	7,714,286 →損金算入 (P社の別表四「41」に転記)

【S1社の別表七の三】

事業年度である場合	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「28の計」) - (7)	8	0
	計 (7) + (8)	9	9,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	10	9,000,000
場合	通算対象所得金額 $(10) \times \frac{(7)}{(9)}$	11	9,000,000 →益金算入 (S1社の別表四「41」に転記)

【S2社の別表七の三】

事業年度である場合	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」) - (1)	2	15,000,000
	計 (1) + (2)	3	17,500,000
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のうち少ない金額)	4	9,000,000
場合	通算対象欠損金額 $(4) \times \frac{(1)}{(3)}$	5	1,285,714 →損金算入 (S2社の別表四「41」に転記)

○欠損金の通算…別表七(一)、七(二)、七(二)付表一

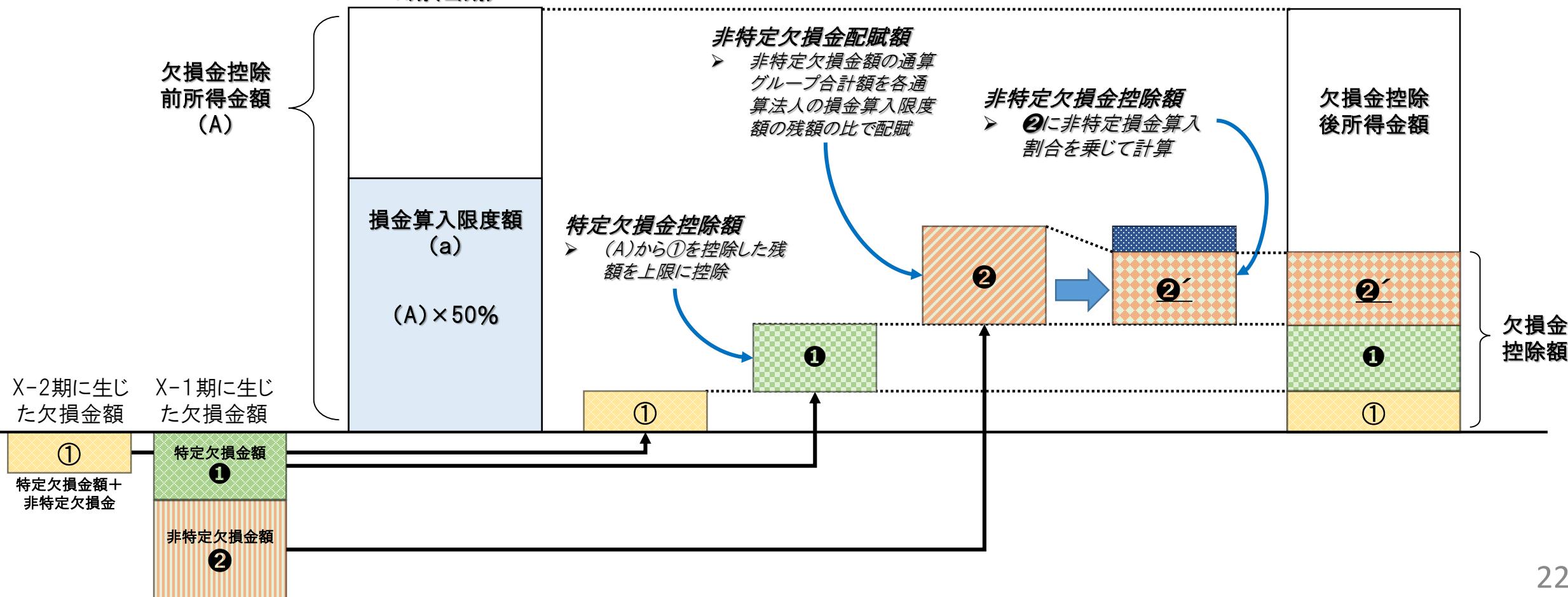
(欠損金の通算の仕組み)

グループ通算制度における通算法人の過年度の欠損金額については、欠損金の繰越控除（法57①）の適用を受ける事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうち発生事業年度の古いものから順に、特定欠損金額を所得の金額の範囲内で控除し、次に非特定欠損金額の配分額を損金算入限度額の範囲内で控除することとなります（法64の7①）。欠損金の通算の仕組みを図示すると、以下のとおりです。

（※）通算法人である普通法人が法第66条第6項《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に規定する中小通算法人である場合には、その通算法人である普通法人は法第57条第11項第1号《欠損金の繰越し》に規定する中小法人等に該当するため、欠損金の損金算入限度額は各事業年度の所得の金額（所得の金額の100%相当額）となります（法57①⑪一）。具体的な判定については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/pdf/0022007-036_03.pdf）を参照してください。

【特定・非特定欠損金額の当期控除額の計算（イメージ）】

X期(当期)



○欠損金の通算…別表七(一)、七(二)、七(二)付表一

[繰越欠損金の通算に係る各別表の対応関係]

【連結納税制度における別表との関係】

別表七の二付表一（「連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書」）

連結欠損金個別帰属額

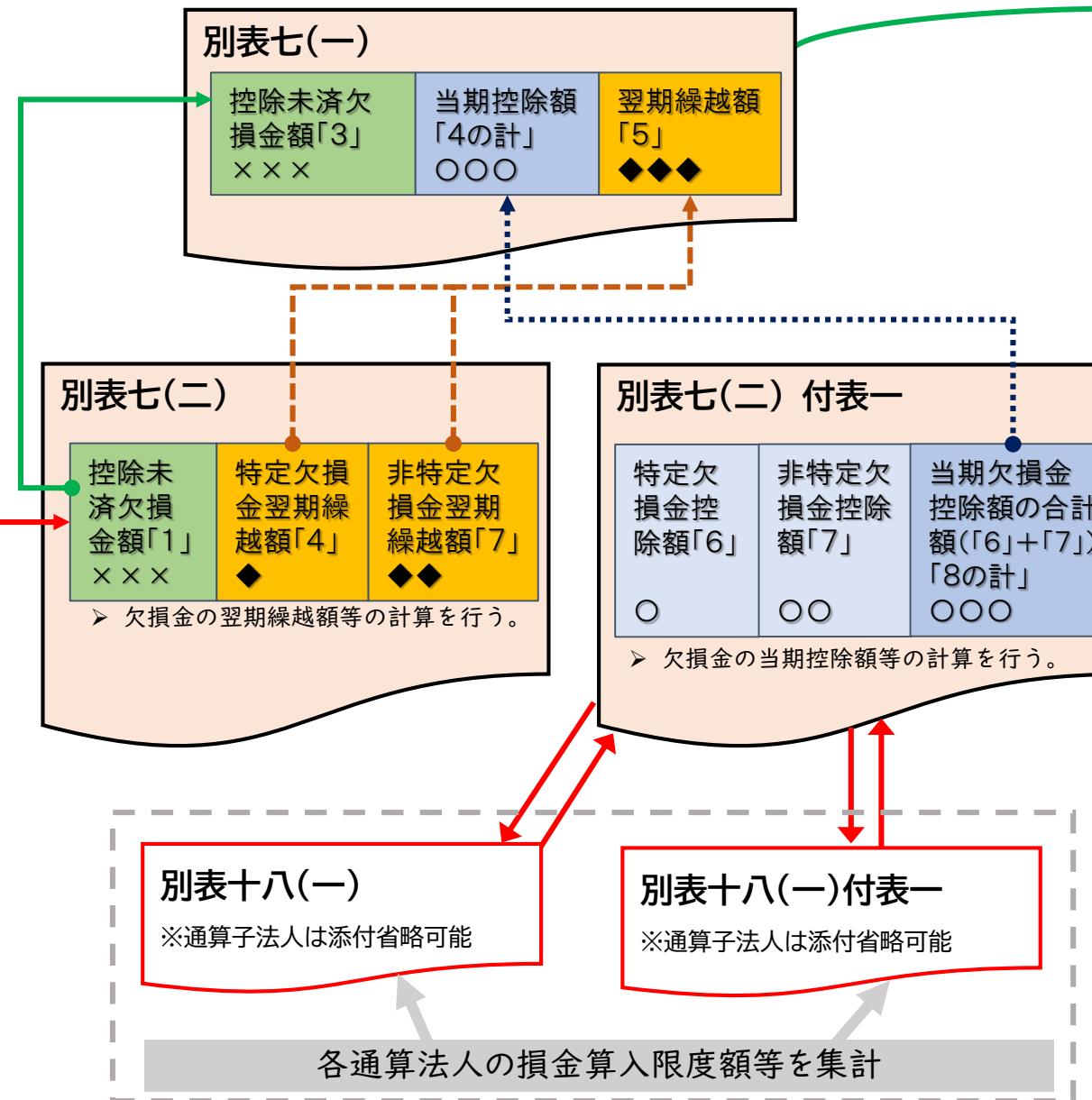
▶ 別表七(二)記載の仕方2(4)

※連結欠損金の個別帰属額に関する経過措置

当該事業年度が連結納税終了の場合等の最終の連結事業年度終了日の翌日の属する事業年度である場合には、連結欠損金個別帰属額は内国法人の欠損金額とみなされます（令2改正法附則20①）。

また、特定連結欠損金個別帰属額は特定欠損金として、非特定連結欠損金個別帰属額は非特定欠損金としてそれぞれ引き継がれます（令2改正法附則28③）。

【当期の別表間の関係】



※通算法人が法第64条の7第1項等の適用を受ける場合の別表七(一)の記載について

別表七(一)「3」から「5」までの各欄は、次により記載します。

○控除未済欠損金額「3」

- ・別表七(二)「1」の金額を記載。

○当期控除額「4」

- ・別表七(二)付表一「8の計」に金額の記載がある場合には、その金額を「計」の欄に記載。

- ・別表七(二)付表二「4の計」に金額の記載がある場合には、その金額を「計」の欄に記載。

○翌期繰越額「5」

- ・別表七(二)「4」と「7」の金額の合計額を記載。

○欠損金の通算…別表七(一)、七(二)、七(二)付表一

【設例⑤】

- ・通算法人であるP社、S1社、S2社及びS3社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです（いずれも中小法人等に該当しません。）。
- ・繰越欠損金の発生年度はいずれも【自X-1年4月1日至X年3月31日】であり、これまでに損金算入したものはありません。
- ・グループ通算制度開始に伴う繰越欠損金の制限はないものとします。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社	通算子法人 S3社
事業年度	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)
欠損控除前所得金額	14,000	6,800	4,150	0
繰越欠損金	5,700	4,850	4,600	700
うち 特定欠損金額	2,200	3,050	4,600	0
非特定欠損金額	3,500	1,800	0	700

[①控除前所得金額及び損金算入限度額]

【別表七(一)】

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	...	法人名
控除前所得金額 (別表四「43の①」)	1	円 損金算入限度額 (1) × $\frac{50\text{又は}100}{100}$ 2

P社 … 14,000
S1社 … 6,800
S2社 … 4,150
S3社 … 0

P社 … 7,000
S1社 … 3,400
S2社 … 2,075
S3社 … 0

別表七(一)令

【別表七(二)付表一】

通算法人の欠損金の通算に関する明細書

事業年度	...	法人名
控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1	円 損金算入限度額 (別表七(一)「2」)

P社 … 14,000
S1社 … 6,800
S2社 … 4,150
S3社 … 0

P社 … 7,000
S1社 … 3,400
S2社 … 2,075
S3社 … 0

別表十八(一)「23」へ転記
(次頁参照)

○欠損金の通算…別表七(一)、七(二)、七(二)付表一

[②各通算法人の損金算入限度額の集計]

【別表十八(一)】

P社 (マイナベリティ) 23	S1社 損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」) 23	S2社 損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」) 23	S3社 損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」) 23	計 12,475
				控除対象欠損金額
7,000	3,400	2,075	0	

【別表七(二)付表一】

他の通算法人の損金算入限度額の合計額 (別表十八(一)「23の計」) - (2) 3	円 (二) 付表
P社…5,475、S1社…9,075、	
S2社…10,400、S3社…12,475	

[③控除未済欠損金額]

【別表七(二)】

事業年度	控除未済欠損金額 (前期の(4) + (7))	特定欠損金の翌期繰越額の計算				非特定欠損金の翌期繰越額の計算			
		(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額 (前期の(4))	損金算入特定欠損金額 (2)と(当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」)のうち少ない金額)又は(別表七(二)付表二「5」)	翌期繰越額 (2) - (3)又は(別表七(四)「15の内書」)	(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1) - (2)	損金算入非特定欠損金額 ((5) × (当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」))又は(別表七(二)付表二「1」+「6」)	翌期繰越額 ((5) - (6)又は(別表七(四)「15」-「15の内書」))		
1	2	3	4	5	6	7			
	円	円	円	円	円	円			円
…	…	…	…	…	…	…			…
X-1.4.1									
X.3.31									

【別表七(一)】

事業年度	区分	控除未済欠損金額	
		3	円
令四	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
四	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		
一	X-1.4.1 青色欠損・連結みなし欠損・災害損失 X.3.31		
以後終了事業	計		

P社…2,200、S1社…3,050、S2社…4,600、S3社…0
P社…3,500、S1社…1,800、S2社…0、S3社…700
P社…5,700、S1社…4,850、S2社…4,600、S3社…700
P社…5,700、S1社…4,850、S2社…4,600、S3社…700
別表七(一)「3」に転記

○欠損金の通算…別表七(一)、七(二)、七(二)付表一

[④ 特定欠損金控除額の計算]

【別表七(二)付表一】

控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	円 損金算入限度額 (別表七(一)「2」)	円 他の通算法人の損金算入限度 額の合計額 (別表十八(一)「23の計」) - (2)
10年内事業年度		
特定欠損金額に係る 控除未済額 (当該10年内事業年 度に係る対応事業年 度の別表七(二)「2」)	非特定欠損金額に係 る控除未済額 (当該10年内事業年 度に係る対応事業年 度の別表七(二)「5」)	特定欠損金控除額 (4)と(14)のうち少 ない金額)
4	5	6
P社…2,200 S1社…3,050 S2社…4,600 S3社…0		
X-1: 4.1 X: 3.31		
計		
欠損金の通算に関する計算		
特定欠損金額の計算		
10年内事業年度 欠損控除前所得金額 (1) - (9)	控除可能特定欠損金 額 (4)と(11)のうち少 ない金額)	特定損金算入割合 (別表十八(一)「23の計」) - (別 表十八(一)付表一「3」) 別表十八(一)付表一「4」 (1を超える場合は1) (別表十八(一)付表一「4」= 0 の場合は0)
11	12	13
P社…14,000 S1社…6,800 S2社…4,150 S3社…0		
X-1: 4.1 X: 3.31		
非特定欠損金額の計算		
各通算法人の非特定 欠損金額に係る控除 未済額の合計額 (別表十八(一)付表一「1」)	既損金算入額及び特 定損金算入額控除後 の損金算入限度額 (2) - ((6) + (9)) (マイナスの場合は0)	他の通算法人の既損 金算入額及び特定損 金算入額控除後の損 金算入限度額の合計 額 (別表十八(一)付表一「5」) - (16)
14	15	16
P社…2,200 S1社…3,050 S2社…4,150 S3社…0		
X-1: 4.1 X: 3.31		
特定損金算入割合 = 12,475 / 9,400 > 1 (1を超えるため1) (※別表十八(一)付表一「3」及び「4」については、次ページ参照)		

P社…2,200
S1社…3,050
S2社…4,150
S3社…0

特定欠損金控除額
通算グループ計 9,400

P社…2,200
S1社…3,050
S2社…4,150
S3社…0

○欠損金の通算…別表七(一)、七(二)、七(二)付表一

[⑤ 10年内事業年度に係る各通算法人の欠損金額等に関する明細書]

※国税庁から通知を受けた13桁の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。

10年内事業年度に係る各通算法人の欠損金額等に関する明細書										事業年度	X. 4. 1 X+1. 3. 31	法人名	P社			
通算親法人										別表十八(一)付表一	令四・四・					
P社										S1社	S2社	S3社	計			
法人名	通	算	親	法	人					既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	
法人番号	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	
10年内事業年度	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	
X-1. 4. 1 X. 3. 31	3,500	2,200	0	2,200	4,800	1,800	3,050	0	3,050	350						
法人名	S1社										S2社			S3社		
法人番号	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	
10年内事業年度	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	
X-1. 4. 1 X. 3. 31	0	4,150	0	4,150	0	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法人名	計										1	2	3	4	5	
法人番号	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	非特定欠損金額に係る控除未済額	特定欠損金控除額	既損金算入額の合計額	控除可能特定期限額	既損金算入額等控除後の損金算入限度額	1	2	3	4	5	
10年内事業年度	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	(別表七(二)付表一「5」)	(別表七(二)付表一「6」)	(別表七(二)付表一「9」)	(別表七(二)付表一「12」)	(別表七(二)付表一「16」)	6,000	9,400	0	9,400	5,150	
X-1. 4. 1 X. 3. 31																

通算親法人（P社）の中間申告書又は確定申告書にこの明細書（別表十八(一)付表一）が添付されている場合には、他の通算法人の中間申告書又は確定申告書にこの明細書の添付は不要です（通算子法人は省略可）。

次ページ参照

特定損金算入割合、非特定損金算入割合の計算の基礎となります。

○欠損金の通算…別表七(一)、七(二)、七(二)付表一

[⑥ 非特定欠損金控除額の計算]

P社	…2,866
S1社	…209
S2社	…0
S3社	…0

非特定欠損金控除額
通算グループ計 3,075

P社	…3,500
S1社	…1,800
S2社	…0
S3社	…700

非特定損金算入割合＝
 $3,075 / 6,000 = 0.5125$

①別表十八(一)「23の計」
…12,475

②別表十八(一)付表一
「2」+「3」…9,400+0
➤ 3,075 (①-②)

P社	…5,592
S1社	…408
S2社	…0
S3社	…0

【別表七(二)付表一】

発生欠損金額の明細		当期欠損金控除額の明細		当該10年内事業年度	
10年内事業年度	特定欠損金額に係る控除未済額 (当該10年内事業年度に係る対応事業年度の別表七(二)「2」)	非特定欠損金額に係る控除未済額 (当該10年内事業年度に係る対応事業年度の別表七(二)「5」)	特定欠損金控除額 (4)と(14)のうち少ない金額)	非特定欠損金控除額 (18)×(20)	当期欠損金控除額の合計額 (6)+(7)
4	円	5	円	6	円
X-1: 4: 1 X: 3: 31				7	円
計				8	円
				9	円
				10	円
欠損金の通算に関する計算					
特定欠損金額の計算			非特定欠損金額の計算		
10年内事業年度	欠損控除前所得金額 (1)-(9)	特定損金算入割合 (別表十八(一)「23の計」-別表十八(一)付表一「3」)	特定損金算入限度額 (12)×(13)	各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額 (別表十八(一)付表一「1」)	既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (2)-(6)+(9) (マイナスの場合は0)
11	円	12	円	13	円
X-1: 4: 1 X: 3: 31				14	円
計				15	円
				16	円
				17	円
非特定欠損金額の計算			修正申告である場合		
10年内事業年度	非特定欠損金配賦額 (15)×(16) (別表十八(一)付表一「5」=0の場合は0)	通算総調整損金算入限度額 (別表十八(一)「23の計」-別表十八(一)付表一「2」+「3」)	非特定損金算入割合 (19)/(15)	当初被配賦額 (18)-(5)×(20) (マイナスの場合は0)	当初配賦額 (5)-(18)×(20)
18	円	19	円	20	円
X-1: 4: 1 X: 3: 31				21	円
計					

※本設例では該当なし

P社 …5,066
S1社…3,259
S2社…4,150
S3社…0

「8の計」を別表七(一)
「4の計」に転記

6,000

P社 …4,800
S1社…350
S2社…0
S3社…0

P社 …350
S1社…4,800
S2社…5,150
S3社…5,150

○欠損金の通算…別表七(一)、七(二)、七(二)付表一

[⑦ 翌期繰越額]

【別表七(一)】

事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期	控除額	翌期繰越額
			(当該事業年度の(3)と(4)の合計額)のうち少ない金額)	((2) - 当該事業年度前の(3) - (4)又は(別表七(四)「15」))	(3) - (4)又は(別表七(四)「15」)
P社…5,700				100	5
S1社…4,850				4	
S2社…4,600					5
S3社…700					
通算グループ計 15,850					
	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		3	4	5
X-1 4 1	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
X 3 31					
	計				

P社…5,066
S1社…3,259
S2社…4,150
S3社…0
通算グループ計
12,475

P社…1,706
S1社…878
S2社…450
S3社…341
通算グループ計
3,375

【別表七(二)】

事業年度	控除未済欠損金額 (前期の(4) + (7))	特定欠損金翌期繰越額の計算				非特定欠損金翌期繰越額の計算			
		特定欠損金額	損金算入額	特定欠損金翌期繰越額	((2) - (3))又は (別表七(四)「15」の 内書)	(1)のうち非特 定欠損金額に係 る控除未済額	損金算入額	非特定欠損金額	非特定欠損金翌期 繰越額
P社…0									
S1社…0									
S2社…450									
S3社…0									
P社…2,200		1	2	3	4	5	6	7	
S1社…3,050		円	円	円	円	円	円	円	
S2社…4,150									
S3社…0									
X-1 4 1									
X 3 31									

P社…1,794
S1社…922
S2社…0
S3社…359

P社…1,706
S1社…878
S2社…0
S3社…341

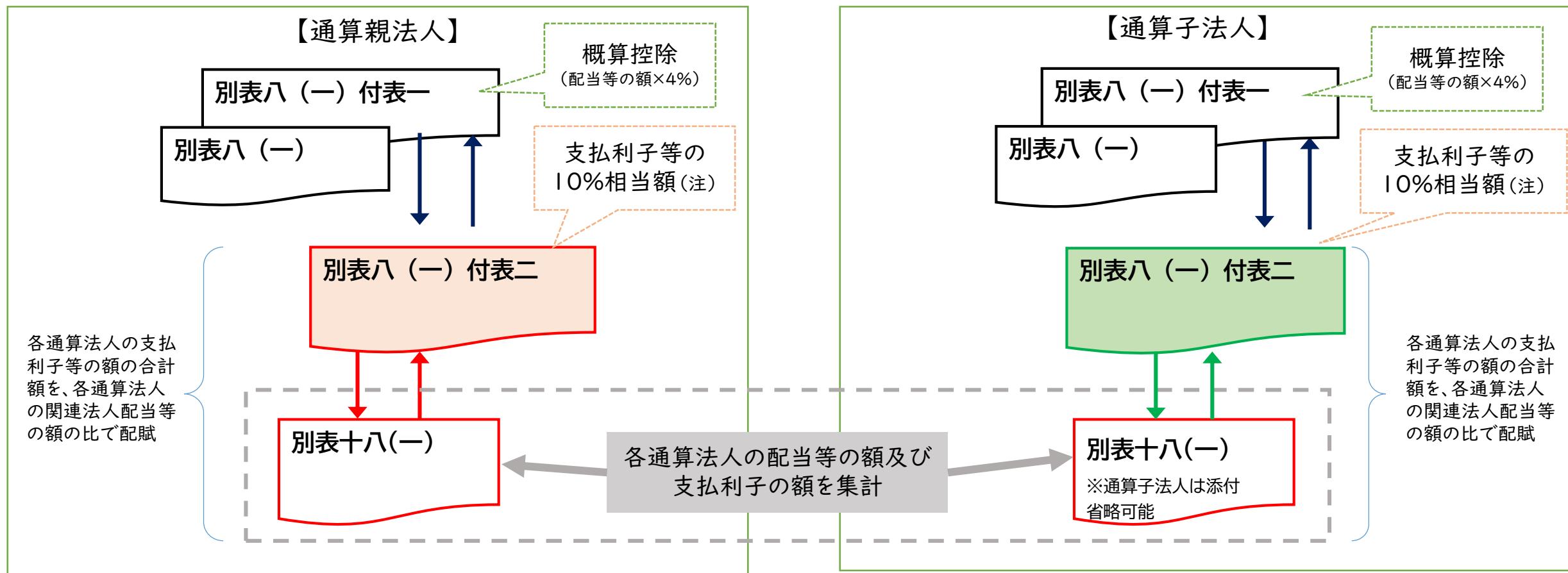
○受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）…別表八(一)付表二

(別表八(一)付表二の作成の目的)

関連法人株式等に係る配当等について受取配当等の益金不算入の規定の適用を受ける場合の益金不算入額は、関連法人株式等に係る配当等の額からその配当等の額に係る利子の額に相当する金額を控除した金額となります（法23①、令19①②④）。この表は、通算法人が当期（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）において令第19条第2項《関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額》の規定の適用を受ける場合に記載します（※概算控除との選択適用）。

（注）令第19条第2項の規定は、支払利子合計額又は関連法人株式等に係る配当等の額がある全ての通算法人につき、それぞれの確定申告書、修正申告書又は更正請求書に別表八(一)付表一の添付がある場合に限り、適用されます（令19⑨）。

[別表八(一)付表二の使用イメージ]



(注) 通算グループ内の全法人が選択する必要がありますので注意してください。

○受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）…別表八(一)付表二

【設例⑥】

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・通算法人間での利子の授受はありません。
- ・P社、S1社及びS2社は支払利子等の10%相当額の控除（令19②）を選択します。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
事業年度	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)
関連法人株式等に係る配当等の額	15,000,000円	6,000,000円	0円
当期に支払う利子等の額	3,000,000円	500,000円	800,000円

➤ 別表八(一)付表一「1」の「適用」に「○」を付します。

支 払 利 子 等 の 額 の 明 細 (注1)		1	適用・不適用
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算	2		
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額	2	円	円
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に係るべき資本に応する負		超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)「10」)	4
(別表十七(一)「17」のうち多い金額)			
十七の三(二)「17」のうち多い金額)			
※本設例では該当なし		支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (2) - (3) + (4)	5

P社…3,000,000
S1社…500,000
S2社…800,000 (注2)

- (注) 1 各通算法人それぞれが「適用」「不適用」を選択できるわけではなく、通算グループで統一する必要があります。
2 関連法人株式等に係る配当等の額がない通算法人（S2社）も支払利子等の額を記載します。

○受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）…別表八(一)付表二

【P社の別表八(一)付表一】

法 人 名 10	X社	計
※本設例では記載省略		
受取配当等の額 14	15,000,000	15,000,000
同上のうち益金の額に算入される金額 15	0	0
益金不算入の対象となる金額 (14) - (15)	15,000,000	15,000,000

【S1社の別表八(一)付表一】

法 人 名 10	Y社	計
※本設例では記載省略		
受取配当等の額 14	6,000,000	6,000,000
同上のうち益金の額に算入される金額 15	0	0
益金不算入の対象となる金額 (14) - (15)	6,000,000	6,000,000

→ 別表八(一)付表一「16」「5」の金額は、別表八(一)付表二の「1」「4」を経由して別表十八(一)「29」「30」に転記される（次頁参照）。

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

事業 年度等	X : 4 : 1 X+1 : 3 : 31	法人名	P社	別表 十八 (一) 会
-----------	---------------------------	-----	----	----------------------

法人名	通算親法人 P社	S1社	S2社	通算子法人別に記載します。計
1				

適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表二「1」)	29	15,000,000	6,000,000		21,000,000
支払利子合計額 (別表八(一)付表二「6」)	30	3,000,000	500,000	800,000	4,300,000

通算親法人（P社）の中間申告書又は確定申告書にこの明細書（別表十八(一)）が添付されている場合には、他の通算法人の中間申告書又は確定申告書にこの明細書の添付は不要です（通算子法人は省略可）。

○受取配当等の益金不算入（配当等の額から控除する利子の額の計算）…別表八(一)付表二

【P社の別表八(一)付表二】

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算			
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16の計」)	1 15,000,000	支 払 利 子 合 計 額 の 配 賦 割 合 (1) (3)	9 0.7142...
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額 (別表十八(一)「29の計」) - (1)	2 6,000,000	支 払 利 子 配 賦 額 (8) × (9)	10 3,071,429
計 (1) + (2)	3 21,000,000	適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1) × 0.04	11 600,000
支 払 利 子 等 の 合 計 額 (別表八(一)付表一「5」)	4 3,000,000	支 払 利 子 配 賦 額 の 10% 相 当 額 (10) × 0.1	12 307,143
他の通算法人に対する支払利子等の額	5 0	令 第 19 条 第 2 項 の 適 用 の 判 定 ((11) ≥ (12) の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)	13 該当・非該当
支 払 利 子 合 計 額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6 3,000,000	支 払 利 子 等 の 控 除 額 ((10) + (21)) × 0.1 (マイナスの場合は0)	14 307,143
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30の計」) - (6)	7 1,300,000		
計 (6) + (7)	8 4,300,000		

【P社の別表八(一)付表一】

八 株 式 等	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16) × 0.04	17	18	19	20	別表八(一)「2」へ転記
	同上以外の場合 支 払 利 子 等 の 10% 相 当 額 (((5) × 0.1) 又は(別表八(一)付表二「14」)) × (18)			307,143		14,692,857
	支 払 利 子 等控除後の受取配当等の額 (16) - ((17) 又は(19))					14,692,857

【S1社の別表八(一)付表二】

支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算			
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表一「16の計」)	1 6,000,000	支 払 利 子 合 計 額 の 配 賦 割 合 (1) (3)	9 0.2857...
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額 (別表十八(一)「29の計」) - (1)	2 15,000,000	支 払 利 子 配 賦 額 (8) × (9)	10 1,228,571
計 (1) + (2)	3 21,000,000	適用関連法人配当等の額の合計額の4%相当額 (1) × 0.04	11 240,000
支 払 利 子 等 の 合 計 額 (別表八(一)付表一「5」)	4 500,000	支 払 利 子 配 賦 額 の 10% 相 当 額 (10) × 0.1	12 122,857
他の通算法人に対する支払利子等の額	5 0	令 第 19 条 第 2 項 の 適 用 の 判 定 ((11) ≥ (12) の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)	13 該当・非該当
支 払 利 子 合 計 額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6 500,000	支 払 利 子 等 の 控 除 額 ((10) + (21)) × 0.1 (マイナスの場合は0)	14 122,857
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30の計」) - (6)	7 3,800,000		
計 (6) + (7)	8 4,300,000		

【S1社の別表八(一)付表一】

八 株 式 等	(1)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表二「13」が「非該当」の場合 (16) × 0.04	17	18	19	20	別表八(一)「2」へ転記
	同上以外の場合 支 払 利 子 等 の 10% 相 当 額 (((5) × 0.1) 又は(別表八(一)付表二「14」)) × (18)			122,857		5,877,143
	支 払 利 子 等控除後の受取配当等の額 (16) - ((17) 又は(19))					5,877,143

○交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）…別表十五付表

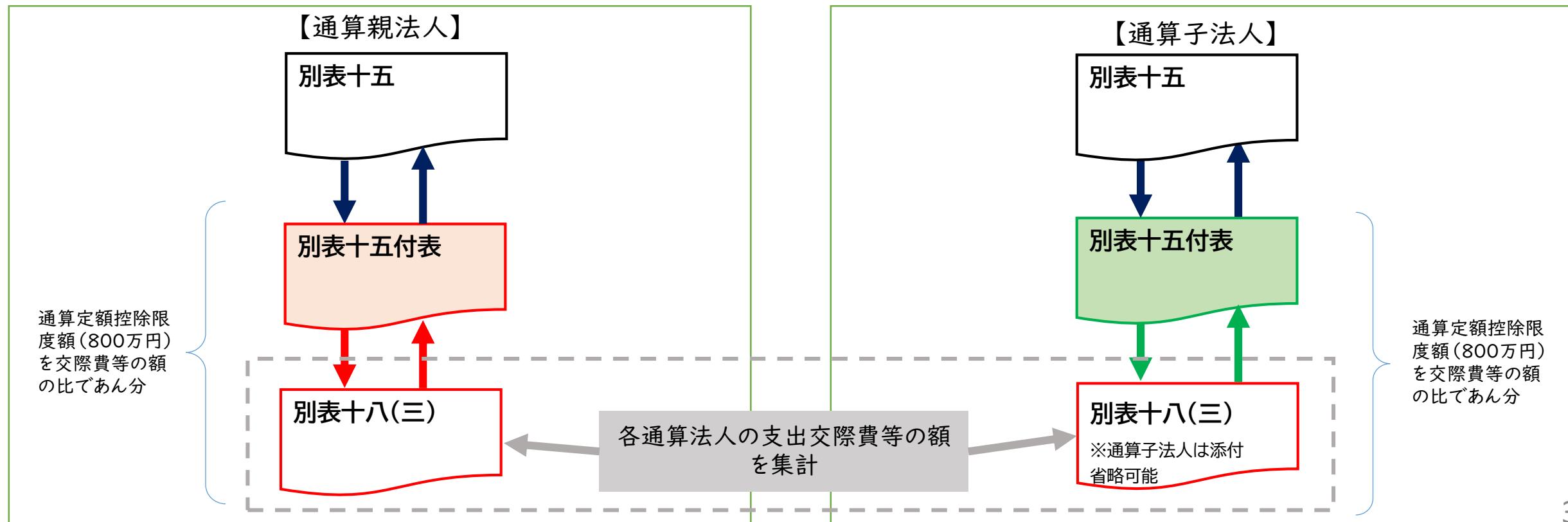
（別表十五付表の作成の目的）

中小法人（※1）については、接待飲食費に係る損金算入の特例（措法61の4①）に代えて、定額控除限度額（※2）を超える交際費等の額を、その損金の額に算入しないことができることとされています（措法61の4②）。この表は、措法第61条の4第3項《交際費等の損金不算入》に規定する通算法人がその適用年度（その通算法人に係る通算親法人の適用年度終了の日に終了するものに限ります。）において同条第2項の規定の適用を受ける場合（同条第3項第2号ロに規定する他の通算法人がその適用年度終了の日に終了する事業年度において同条第2項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

（※1）通算法人の当該事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が当該事業年度終了の日における資本の額又は出資金の額が1億円を超える法人等一定の法人に該当する場合におけるその通算法人は、この特例の対象法人になりません（措法61の4②二）。具体的な判定については、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/pdf/0022007-036_05.pdf）を参照してください。

（※2）通算法人に対する中小法人に係る損金算入の特例における定額控除限度額は、別表十五付表で計算した通算定額控除限度分配額となります。なお、交際費等の額を支出する他の通算法人の全てにつき、それぞれの確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に別表十五付表の添付がある場合に限り適用されます（措法61の4⑤）。

【別表十五付表の使用イメージ】



○交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）…別表十五付表

【設例⑦】

- ・通算法人であるP社、S1社及びS2社の申告の状況はそれぞれ次のとおりです。
- ・P社、S1社及びS2社はいずれも中小法人に該当します。

法人名	通算親法人 P社	通算子法人 S1社	通算子法人 S2社
事業年度	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年4月1日 至 X+1年3月31日 (期限内申告)	自 X年9月1日 至 X+1年3月31日 (中途加入・期限内申告)
支出交際費等の額 (うち接待飲食費の額)	543,000円 (500,000円)	800,000円 (300,000円)	20,000,000円 (0円)

【P社の別表十五付表「1」】

- 別表十五「1」の金額を記載します。

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

支 出 交 際 費 等 の 額	1	円
支 出 交 際 費 等 の 額 (別表十五「1」)	1	543,000

【S1社の別表十五付表「1」】

- 別表十五「1」の金額を記載します。

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

支 出 交 際 費 等 の 額	1	円
支 出 交 際 費 等 の 額 (別表十五「1」)	1	800,000

【S2社の別表十五付表「1」】

- 別表十五「1」の金額を記載します。

通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書

支 出 交 際 費 等 の 額	1	円
支 出 交 際 費 等 の 額 (別表十五「1」)	1	20,000,000

○交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）…別表十五付表

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

事業年度 X . 4 . 1
X+1 . 3 . 31

P社

別表一八
(三)

通算親法人（P社）の中間申告書又は確定申告書にこの明細書（別表十八（三））が添付されている場合には、他の通算法人の中間申告書又は確定申告書にこの明細書の添付は不要です（通算子法人は省略可）。

法 人 名	1	通算親法人 P社	S1社	S2社	→ 通算子法人別に記載します。計
法 人 番 号		※本設例では記載省略			
納 税 地	2				
事 業 年 度	3	X · 4 · 1 X+1 · 3 · 31	X · 4 · 1 X+1 · 3 · 31	X · 9 · 1 X+1 · 3 · 31	· · · · ·
支 出 交 際 費 等 の 額 (別表十五付表「1」)	24	543,000	800,000	20,000,000	21,343,000

【別表十五付表】

P社 … 543,000
 S1社 … 800,000
 S2社 … 20,000,000
 別表十八(三) 「24
 へ転記

通算法人に係る通算
親法人の事業年度の
月数を記載します。

P社 … 20,800,000
S1社 … 20,543,000
S2社 … 1,343,000

21. 343. 00

→ S1社… 299,864
S2社… 7,496,603
別表十五「3」へ転

○交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額の計算）…別表十五付表

○接待飲食費に係る損金算入の特例との選択適用について

通算グループ内の法人ごとに、中小法人に係る損金算入の特例を適用せず、接待飲食費に係る損金算入の特例（※）を適用する選択をすることが可能です。

（※）通算法人の当該事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が100億円を超える場合におけるその通算法人は、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人とならないこととされています（措法61の4①）。

交際費等の損金算入に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	P社			
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円	損金不算入額 (1)-(4)	5	
支出交際費等の額 (8の計)	1	543,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4		250,000	損金不算入額 (1)-(4)	5
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2	250,000						
中小法人等の定額控除限度額 (1)と((800万円× $\frac{50}{12}$)又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)	3	203,533	損金不算入額 (1)-(4)	5		293,000		

別表十五
令四・四・一以後終了事

交際費等の損金算入に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S1社			
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円	損金不算入額 (1)-(4)	5	
支出交際費等の額 (8の計)	1	800,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4		299,864	損金不算入額 (1)-(4)	5
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2	150,000						
中小法人等の定額控除限度額 (1)と((800万円× $\frac{50}{12}$)又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)	3	299,864	損金不算入額 (1)-(4)	5		500,136		

別表十五
令四・四・一以後終了事

交際費等の損金算入に関する明細書

		事業年度	X・4・1 X+1・3・31	法人名	S2社			
支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円	損金不算入額 (1)-(4)	5	
支出交際費等の額 (8の計)	1	20,000,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4		7,496,603	損金不算入額 (1)-(4)	5
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2	0						
中小法人等の定額控除限度額 (1)と((800万円× $\frac{50}{12}$)又は(別表十五付表「5」))のうち少ない金額)	3	7,496,603	損金不算入額 (1)-(4)	5		12,503,397		

別表十五
令四・四・一以後終了事

通算グループ内に中小法人に係る損金算入の特例を適用する法人が1法人でもある場合には、交際費等の額を支出する他の通算法人の全てについて、通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書（別表十五付表）を添付する必要があります。